

白石市議会総務産業建設常任委員会

1. 招集日時 平成27年9月14日(月) 予算審査特別委員会終了後

2. 場 所 白石市議会 第4委員会室

3. 本日の会議に付した事件

第75号議案 白石市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

第77号議案 白石市有害鳥獣解体場条例

4. 出席委員

山 谷 清 委員長	管 野 恭 子 副委員長
保 科 善一郎 委員	澁 谷 政 義 委員
大 野 栄 光 委員	四 竈 英 夫 委員
小 川 正 人 委員	佐 藤 聡 一 委員
志 村 新一郎 委員	

5. 欠席委員

な し

6. 説明のため出席した者

佐々木 徹 副市長	菊 地 正 昭 総務部長
吉 田 清 幸 産業部長	平 間 孝 雄 農林課長

7. 事務局職員出席者

佐 藤 泉 寿 議事係長

~~~~~  
午後1時00分 開会

◎山谷清委員長 会議に入る前にお願いいたします。本委員会の議事は、全てテープに録音し会議録を調製しますので、発言については本会議同様、委員長の許可を得た後に発言されるようお願いいたします。

ただいまから、総務産業建設常任委員会を開会いたします。

本委員会に、議案説明のため関係当局の出席を求めていますので、ご了承願います。

本委員会に付託されました案件は、議案2件であります。これらの議案の説明につ

いては、既に本会議において行われておりますので、審査に入ります。

初めに、第95号議案・白石市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を議題といたします。質疑ありませんか。

◎志村新一郎委員 特定個人情報保護評価ということで、保護委員会規則第1条ということで、審査会を開くものとは、ということになっていますけれども、この審査会というのはどういうことで、どういう人たちが行うのかお教え願います。

◎菊地正昭総務部長 番号法につきましては、ご説明をさせていただいておりますけれども、この中身ですが、この条例にも書いてございますけれども、番号法第27条ということで評価書ということになっているところでございます。

それで、特定の個人情報保護評価は、番号法、それから特定個人情報に関する規則及び指針とかに基づきまして、一部については、個人情報保護等に識見を有する第三者の点検を受けること、ということで規定をされているところです。

それで、この点検を受けるということに関しまして、考え方として、新しく組織をつくる、それから、今回のように前からある組織、うちのほうでいいますと個人情報保護の組織が、審査会が現存しているわけです。それでやるか、それとも広域のように何市町が集まって、そこで一緒に何か問題が起きたときに、そこで審査をしてもらうかというふうな3つの選択肢があったんですけれども、白石の場合は、この情報公開・個人情報保護審査会というのがございますので、その中に何か問題があるときに審査をお願いするという第三者の点検の機関であるということの位置づけをさせていただきたいということで、今回提案をさせていただきました。

それで、現在、情報公開、それから個人情報保護審査会の構成員としては、5名の方に今お願いしているところでございまして、例えば東北学院大学の教授ですとか、弁護士の村上先生ですとか、そういう方々5名の方に今お願いしている組織でございまして。そのところに、今回の番号法に絡む評価についての審査をお願いしたいということで、今回ご提案をさせていただきたいというふうなことでございます。

◎志村新一郎委員 ただいま5名という、まるっきりその5名は第三者、今この場にはない、まるっきり第三者、教授とかなんとかというお話ありましたけれども、まるっきり第三者なんですか。

◎菊地正昭総務部長 委員さんの方をご案内しますと、東北学院大学法科大学院教授の佐藤英世先生、それから弁護士の村上敏郎先生、それから元北角田中学校の校長でござ

ございます渋谷正孝先生、それから白石市の男女共同参画の相談員でございます川村朗子さん、それから消費生活相談員の高橋睦美さんという5名の方、市役所の方々とは関係ないということでございます。

◎志村新一郎委員 わかりました。それで、今、第三者云々ということなので、特定個人情報保護法、結局、番号法、個人番号法に準じてこれをやるんだと思うんですけども、そうした場合、今、結局ほかの妨害というか、そういうふうなものが入ってきたときにどうするかということが、結局この第三者委員会で審議して、それをここまで結局阻止するとか、こういうふうな方法で阻止するとかということが出てくるんだと思いますけれども、その辺のところの関連はどうなっているんだか。

◎菊地正昭総務部長 今、議員がお話しになったのは、結局は前段の話だと。この審査会は、例えば白石のほうで重大な——言葉が適切かどうかわかりませんが、外部に漏れてしまったとかミスがあったとかそういう場合に、それを白石市として検証して、どうなるのということを審査会にかけるということなので、あくまでももう白石は——そういう意味では当初予算にも計上させていただいておりますけれども、もう防御の体制はとって、そういうことがないように、ないようにということをやっています。何かあったときに、そういう問題が起きたとすれば審査会にかけて、いわゆる第三者の——白石市の対応がどうだったとかということがありますので、これは当然こういう問題が起きれば審査会を経て国にも報告を上げなくてはいけないということなので、問題が発生した場合に、起きたときに、この審査会で。

◎志村新一郎委員 だと思っております。とすると、結局、今現在、日本国、国のほうから考えても、いろいろなサイバー攻撃を受けているというふうな状況だと思うのです。その状況から考えて、白石がこういうふうな個人情報保護法、今度カード不正になったときに、今回の予算でそこまで防ぐことができる、確保できるという実感のもとに多分予算計上していると思うんですけども、その辺のところどうなんでしょうか。

◎菊地正昭総務部長 確かに不安は、多分これは全国の自治体が不安を持っているところだとは思っています。例えば、この前の年金の問題、漏洩問題とかそういうことがあって、本当に大丈夫なのかという話が、このごろ何か某週刊誌によりますと、いろいろなことが書かれていますけれども、そういう意味では大丈夫なのという話もよく耳にするんですけども、最前線の市・町としましては、やりますよというふうにもう言われていますので、そういう意味で、予算ももう1億何千万という予算を計上して、

その導入の体制をとるということで実施していますので、最前線にいる市の立場とすれば、当然にやるものだというふうな判断で対応したいという考えであります。

◎志村新一郎委員 もう一つ、それは、10月1日から個人番号を皆さんにお知らせするんですけれども、そうすると今度カード発行ということで、多分今回の予算計上になっていると思うんですけれども、結局、番号をやってカードを発行する場合に、混乱が生じたりなんだりはしないんだかなんだか、その辺のところの、例えば一斉に3万5,000人が来るという話になったときに、どういうふうな対応で考えているのか、まず、その辺のところを教えてください。

一番最初、結局、各地区振り分けるとか、番号順にここからここまで何日だよ、ここからここまで何日だよというふうにするんだか、その辺のところもお聞きしておきたい。最初からオープンに全部やるのか。

◎菊地正昭総務部長 窓口自体、市民課のほうが今回窓口になります。それで、10月から通知をするというふうになっています。そして、1月からということになっていますが、そういう意味では、まだどのくらいの人が窓口に押しかけるのかということとはちょっとつかみかねるところがあるんですが、そういう意味では、市民課のほうには、そういうところにも対応できるようにというようなことの話はしてございます。

◎澁谷政義委員 この審査会というのは市長の諮問機関にあると思うんですけれども、この人たち、結構何かあったら大変な仕事にかかわるのかなという感じするんです。これ任期は多分2年なんですか。何か、今回、今年度変わったんですよね。若干の改正というか……。私もホームページで調べたところ、今年の4月30日で前回の任期は切れているんですか。ということは、また新しく変わったということ。

◎菊地正昭総務部長 任期につきましては、今委員お話しのとおり、この4月30日で任期を迎えていますので、5月1日から2年間ということで、平成29年4月30日までということになっていますけれども、かわられたのは消費生活相談員の高橋睦美さんということでございます。

今お話しのように、確かに何かあれば大変な作業になるのかなというふうには思っていますけれども、これは、ことしの3月に委員会を年に1回、何もそういう意味では情報公開、個人情報保護の関係はなかったものですから、3月の時点で開かせていただいていますけれども、そのときにこの審査会の中にこの評価の関係もお願いしますということで了解はいただいております。

◎志村新一郎委員 今言っていることは、今回この9月の議会でこの議案が承認願って、それから初めてその了解をそういうふうをお願いするということなんでしょう。今これによって、番号法でいう特定個人情報の適切な取り扱いを確保するため、番号法第27条第1項に規定する評価書に関し、市長からの諮問に応じて調査審議するということなから、今回のあいつからいつ10月からになるんですか。その期日というのは、いつから。

◎菊地正昭総務部長 委員の任期自体はもう5月から始まっております。それで、今、前段にお話ししたように3月にお話をさせていただきましたけれども、当然その番号法の改正自体は10月ぐらいになるというような話はもう前々から決まっておりますので、あらかじめ委員さん方にご了解を得ているということで、当然、条例改正も議題のほうに提示をさせていただいたときに、議決されればこういう形になりますよということでご了解を得ているということでございます。

◎志村新一郎委員 了解を得るのはわかるけれども、これをいつから施行するんですかというの。この第75号の議案を提出するとなつて、9月3日提出になってはいますがけれども、いつからこの条例が施行になるんですかと。

◎菊地正昭総務部長 公布の日からということで、この条例のほうに書かせていただいておりますので。

◎志村新一郎委員 その公布日……そのまま……。はい、わかりました。結構です。

◎山谷清委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎山谷清委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎山谷清委員長 討論なしと認めます。

採決に入ります。ただいま議題となっております第75号議案を採決いたします。

第75号議案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎山谷清委員長 ご異議なしと認めます。よって、第75号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第77号議案・白石市有害鳥獣解体場条例を議題といたします。質疑ありませ

んか。

◎**管野恭子委員** 条例の第13条なんですけれども、要は「解体場の管理運営で必要があると認めるときは、地自法の規定による指定管理者に解体場の管理を行わせることができる」とありますが、有害鳥獣解体という特性から見て、この指定管理者の要件というのは、何かこの事業に関して特別な要件というのがあればお伺いしたい。あるかどうか、あれば、どんなものがあるのか、こういった資格がないと指定管理者になれませんよとか、そういったものを伺います。

◎**平間孝雄農林課長** ただいまの指定管理者に関するご質問でございますが、現在、有害鳥獣被害対策実施隊という組織の方に、特にイノシシのほうを捕獲していただいております。捕獲したイノシシを実施隊が解体場まで運搬し処理までしていただくということで、将来的には実施隊に管理運営をお願いしたいと考えておる次第でございます。

管理につきましては、現在、これから解体場ができてから、どの程度利用する頻度というか、多分、毎日、朝から晩まで稼働はしないのかなというふうに考えておりますので、当分の間は市が直接管理していきたいというふうに考えております。

◎**管野恭子委員** そうすると、当分は自治体で市が管理運営していくということで、いずれ将来的に、ある一定のグループに指定管理として委託していくこともあるということである場合、その指定管理の管理者となれる要件、その要件に特別なものが入っていて、こういった要件がありますよと。一般的なものではなくて、これを解体するという特性からいって、こういった資格がないと指定管理者になれませんよというものがあれば伺います。そういうことを聞きました。

◎**平間孝雄農林課長** 特に今のところ要件は検討しておりませんが、市としてはここに、実際に利用する有害鳥獣被害対策実施隊、この方々に将来については指定管理者のほうを検討してまいりたいと考えております。

◎**管野恭子委員** 確認いたしますと、現在のところ、要件については特別なものはないという認識でよろしいんですね。

◎**平間孝雄農林課長** はい、特に今のところございません。

◎**小川正人委員** 今の質疑で、当分の間、市が管理するという答弁でございましたけれども、そうした場合、市の職員が解体するわけではないと思うので、その解体する方を誰かに頼まなくてはいけないと思うんだけれども、その場合、それなりの報酬は支

払うんですかね。

◎平間孝雄農林課長 当然、今のところ実施隊の方々が持ち込むということで、実際に解体するのは実施隊の方々になるのかなと考えております。それで、今現在、捕獲した場合、山林等に埋設しておりますけれども、解体場ができましたら、持ち込んだ方で——あとは小さい赤ちゃんみたいなイノシシにつきましては解体する必要はないんですけれども、おおむね10キロを超えたものについては、角田の衛生センターで受け取る大きさ、重さが大体10キロということで大体決められておりますので、10キロ以下に解体する必要がありますので、そういった解体した場合については、5,000円の手数料といいますか手間賃を支払う考えでおります。

◎志村新一郎委員 先ほどの条例説明にしても、結局、維持管理費で何ぼかかると。わかるんですけれども、ここで解体場の使用は無料ですね。ということは、毎年これ維持管理費かかんですよね。経費として。例えば今5,000円を云々ということになると、それをこちらに必ず一般会計から全部出して負担していくということになるのか、それとも2万円の中で利用料として残すのか、まるっきり2万円を持ち込んだ処理する人に全部払うのか、その辺どうなのか。区別というか、その辺のところを教えてください。そうではないの。

◎平間孝雄農林課長 今現在も、捕獲につきましては鳥獣被害防止総合対策交付金ということで交付金があります。その中でやりくり——実施隊の捕獲した費用ですか、費用というか1頭当たり平成26年までですと2万円の支払い、今年度については1万5,000円、こういった交付金も使いながら実施しておりますので、市のまるっきりの単独の予算では今のところないということで、今後ともこういった交付金を活用しながら運営のほうをやっていきたいというふうに考えております。

◎志村新一郎委員 ということは、結局、鳥獣被害対策実施隊員の方々が、多分お金を——2万円もらっていたんでしょうけれども、多分その1万5,000円となった分、それはもう通知はしているんですか。

◎平間孝雄農林課長 実施隊の皆さんには、平成26年度までは2万円の交付をしていたんですが、解体場をつくるということで、自分たちで処分しないで解体場に持ち込みするという前提で、1万5,000円にしますということで了承は得ております。

◎志村新一郎委員 了承を得たということは、何か反対とかなんとか、そういうふうなものはなかったんですか。2万円欲しいと。1万5,000円で少ないよ、どうするんだと

いうふうなあれはなかったんですか。

◎菊地正昭総務部長 済みません、私その担当でございましたので説明をさせていただきたいと思うんですけれども、今2万円という話がひとり歩きしているようなんですけれども、日当、半日当の話で、2万円相当のというようなことで平成26年度でお支払いをしていたということでございます。

それで、猟友会の方々からもそういう話があったのは、埋めるのが大変なんだと。バックホーとか持っている方はいいけれども、手掘りで例えば100キログラスのイノシシを2メートル山の中を掘るって大変なんだと。だから、それは何とかならないのかというようなことがあって、そういう話を県のほうとも相談をして、処分するのにそういうお金を出せるという話なんですけれども、実際問題として交付金事業ということでやっていますので、範囲が決まっているということもありまして、ある意味、今回1万5,000円にさせていただいて、その分5,000円ということを経費のほうに充てさせていただくために、2万円分のものを1万5,000円にというふうなことでお願いできないだろうかということをお集まりをいただいてお話をさせていただいたところ、そんなに反対だという方はいらっしゃらなかったもので、ご了解を得たというふうに、そのようなお話になっているということでございます。

◎小川正人委員 解体したものを角田の焼却炉で処理するという方針ですけれども、そうした場合、解体するのは今5,000円という金額なので、焼却炉まで運ぶとなると、その業者は仙南環境になるのか、どこかの業者に頼むとすると、それなりのまた経費はかかると思うんですけれども、その経費はいかほど見込んでいますか。年間でもいいし、1頭当たりでもいいし。

◎平間孝雄農林課長 当然、運搬につきましても別途経費がかかります。これにつきましては、恐らく市内というか、ごみの清掃業者のほうに委託になりますけれども、1回運ぶ、積算上ですけれども1万6,000円程度ということで、これ週1回ということで計算しますと、週1回で月5回程度、平成27年度の補正を見ますと、予算要求しているのが6カ月で49万4,000円ほどの経費を計上しております。1年となりますと、この2倍ということで約100万円近くの運搬経費がかかるということを想定しております。

◎小川正人委員 こういうことはないと思うんだけど、100キロのイノシシが来た。解体して、それでは100キロが出たというチェックはするんですか。例えばどこかで、外から「これ俺にくれ」とかという、そういうことはないんですね。100キロ

入ったら100キロ出たという、出すときの計量証明書とかなんかもつくるんですか。

◎平間孝雄農林課長 今のところ、皆さんご存じのように、放射能関係で出荷が自粛というか、出荷してはだめですよというふうになっております。ただし、自家用ですか、自家消費は特に規制がありません。ですから、解体場に持ってこられて全て角田に行くかという、それはとった方、解体する方の自由というか、持ち帰ってもそれはやむを得ないのかなというふうに考えておりますので、廃棄した重さと実際ごみとして出ていく重さとは、差異というか差が出るのかなというふうに考えております。重さのほうは、入ってきた重さ、あるいは出してやる重量については管理する考えでおります。

◎志村新一郎委員 先ほど役所の方で管理するということの答えがあったんですけども、年間850頭、860頭の頭数があって、稼働率は多分いいところ200日か、300日か、日曜なんかを抜いても300日だよ。そうなってくると、1日2頭くらいの割合でなっていくわけです。そうなったときに、市の管理運営という話になると、1日2頭ずつずっとくれば、毎日の管理で1カ月何ぼのあれでかかってくるんだよね。それであれするのか、それとも先ほど管野さんも質疑したけれども、その指定管理者、それで管理したほうがいいのか、その辺のところはどういうふうに考えているのか。

要は、役所の職員がいても、ずっと給料から何から考えると結構な維持管理費です。だけれども、指定管理者になるとここまでだよという話で多分経費というのは削減されると思うんだけど、その辺のところの考えはどうなってくるのか。先ほどのあれでちょっと不思議に思ったのでお答え願います。

◎平間孝雄農林課長 日常的な管理でございますが、我々がしょっちゅうというか、朝から晩まであそこに詰めるとかそういったことは今のところ考えておりません。実施隊の方に一応鍵をお渡しして、各実施隊の隊長さんにお渡しして、あそこにイノシシなりを持ち込んだときは鍵をあけてもらって、中で解体するなりそのまま置いていってもらおうということで、日常的にはおおむね大体実施隊のほうの皆さんに管理していただいて、定期的には市の職員が行ってチェック、点検とかですか、そういったものは必要になってくるとは思います。そういうことで、とりあえず今年度、平成27年度についてはそういったことでやってみて、平成28年度以降どのような管理にするか検討してまいりたいと思います。

◎保科善一郎委員 この条例で、いわゆる野生鳥獣（以下有害鳥獣）というふうになっ

ているんですが、動物の区分というのは一切ないんですか。何という……（「熊とか」の声あり）熊とか鹿とかいっぱいいるんですが、いわゆるイノシシに限定したものでないですか。

◎平間孝雄農林課長　うちのほうであれしている、指定というか有害鳥獣としているものについては、イノシシのほかに猿と熊。ニホンザルとツキノワグマ。そのほかも、ハクビシンとかカラスとかいっぱいあるんですけれども、大きくあれしているのは今のところニホンザルとツキノワグマとイノシシ。

◎保科善一郎委員　これを生食するというか、いわゆる、と畜場法とか家畜衛生条例とかいろいろあって、家畜は一般では処理できないですよ。当然、牛とか馬とか産用、綿羊。だから、イノシシといいながら、カモシカを持ち込まれる可能性もないわけではないんだね。そういう判断はなかなか、この野生鳥獣というそのものの法的な決まりというのではないでしょうからね、何も。その辺の区分をね。

◎平間孝雄農林課長　野生のものについては解体するなり、これまでも熊とか捕獲した場合には猟友会の皆さんで解体等をしておりますので、そういった部分については家畜とは別なものですから、特に法の規制をするということはないです。

◎保科善一郎委員　今、セシウムの問題でほとんど食用には供さない。常識的にだよ。ただ、これからだんだん線量が下がって、いわゆるジブリということで結構商売になる部門でもあるわけです。そのときは、その段階でまた見直せばいいとは思いますがけれども、そんなことでちょっと聞いてみました。わかりました。

◎小川正人委員　今の関連でございますけれども、珍しいもの、線量が下がって食えるようになったと。そういうものになった場合、それでは、珍しいからこれを売ろうということになると、今度営利を目的とした解体場になるけれども、その規定は、営利を目的というのにはここにうたっていないような気がするけれども、あえて第7条の3項の3か、その他解体設置の目的に反するものということは、これは営利を目的とするものはここに触れると思っていいんですか。条例の解釈で。

◎菊地正昭総務部長　今の営利を目的の話ですけれども、今、線量が仮に下がったという話ですけれども、多分これからもっと下がってくるんだろうというふうに思います。それで、昔、丸森でやっていたような営業ができれば、そういう意味では頭数が減る方向に向かうのかなというふうには思っているんですけれども、そうなったときに逆手にとって、白石のほうでそういう商売ができれば、よりいいのかなというふう

に思います。そうする場合は、やっぱり脇に加工場をつくらないと、そういう生産とかはできないと思うのです。ですから、加工場をこの脇につくるのであれば当然条例事項にまたなってきますので、そのときには条例を提案させていただくということでご理解いただきたいと思います。

◎小川正人委員 現行では不可能ですね。（「はい」の声あり）

◎大野栄光委員 イノシシ、そういった熊類はわかるんですけども、よく犬とか猫とか車にはねられて、あのようなそういった動物を持ち込むということはどうなんでしょうか。

◎平間孝雄農林課長 犬、猫そういった関係の類いのものは、生活環境課のほうで市内の土木業者さんとかに、単価契約で1頭たしか2,000円だか3,000円だか、3,000円だと思いますが、それで委託しておりますので、道路とかそういったところで死んでいる場合は生活環境課のほうで処分のほうはしております。

◎四竈英夫委員 条例の内容ではないですけども、22ページの附則、「この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲で」と、こうなっているんですが、ほかの条例とかは全部何月何日からとか、あるいは公布の日からというふうに表記しているんですけども、これだけが三月というふうな表現されているのは何か理由があったんでしょうか。

◎平間孝雄農林課長 実は、今現在、この間、特別委員会で現地のほうを見てもらう予定だったんですけども、あいにくの雨ということで現地のほうを見ていただかなかったんですが、現在建設中でございますので、当初の契約期間が10月2日でございます。工期ですか。ところが、資材の手配ですかそういったことで、ちょっと時間を要した関係で若干工期が延びるということで、今のところ11月20日を予定しております。ちょっと延期になります。そうしますと、この条例ですね、現場が出来ていないうちに条例だけが先走っているわけにはいきませんので、その三月、工事が終わる範囲内ということで三月を設定させていただいているところでございます。

◎山谷清委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎山谷清委員長 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎山谷清委員長 討論なしと認めます。

採決に入ります。ただいま議題となっております第77号議案を採決いたします。

第77号議案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎山谷清委員長 ご異議なしと認めます。よって、第77号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

◎山谷清委員長 お諮りいたします。この委員会において議決されました各議案の条項、字句、数字その他整理を要するものについては、その整理を会議規則第107条の規定により委員長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎山谷清委員長 ご異議なしと認めます。よって、その整理を委員長に委任することに決定いたしました。

お諮りいたします。本委員会に付託されました案件の審査結果と経過については、来る9月18日の本会議において委員長から報告いたしますが、その内容につきましては委員長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎山谷清委員長 ご異議なしと認め、委員長報告は委員長に委任することに決定しました。

これで本委員会を閉会いたします。

終始熱心にご審議をいただき、まことにご苦労さまでした。ありがとうございました。

~~~~~  
午後1時40分 閉会

白石市議会委員会条例30条の規定により、ここに署名する。

総務産業建設常任委員長 山谷 清